

各介護保険サービス事業所事務担当者様

北海道保健福祉部福祉局高齢者保健福祉課主査(人材確保)

介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について

日頃から、本道の高齢者福祉行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、道では、介護分野の人材不足が厳しい状況にあるため、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善の支援を目的に標記事業を実施する予定です。

申請方法等詳細につきましては、確定次第、別途お知らせしますが、下記ホームページにおいても、今後、提出様式、提出期限等、掲載していきますので、ご確認いただくようお願いします。

記

1 添付資料

- (1) 令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業の実施について(介護保険最新情報 Vol.1454)
- (2) 「介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に係る広報資材等について」の送付について(介護保険最新情報 Vol.1467)

2 対象事業所

介護サービス事業所

((介護予防)福祉用具貸与)、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導を除く。)

3 補助額

以下の式により被保険者ごとの補助額を算出し、介護サービス事業所ごとに補助額を合計  
基準月(原則令和7年12月)の介護総報酬 × 交付率(サービス類型別・補助要件別)

4 補助要件等

(1) 訪問・通所系

補助要件	次の①+②+③、①+③、①のみの3種類が対象。 ①処遇改善加算を算定している事業所 ②次のいずれかに該当 ・ケアプランデータ連携システムに加入 ・社会福祉連携推進法人に所属 ③次のいずれかの取組を実施(②を満たす場合は③を満たすものとして取り扱う。) ・課題の見える化 ・業務改善体制構築 ・業務内容の明確化と役割分担 ※①~③予定で可(②社会福祉連携推進法人を除く)
補助金の使途	① ②の要件に該当し算定された補助金は、賃金改善経費分となります。 ③の要件に該当し算定された補助金は、職場環境改善等経費又は賃金改善経費分となります。

(2) 施設・居住系

補助要件	次の①+②+③、①+③、①のみの3種類が対象。 ①処遇改善加算を算定している事業所 ②次のいずれかに該当 ・生産性向上推進体制加算 I 又は II を算定 ・ケアプランデータ連携システムに加入（小多機・看多機・短期入所生活・療養介護のみ） ・社会福祉連携推進法人に所属 ③次のいずれかの取組を実施（②を満たす場合は③を満たすものとして取り扱う。） ・課題の見える化 ・業務改善体制構築 ・業務内容の明確化と役割分担 ※①～③予定で可（②社会福祉連携推進法人を除く）
補助金の使途	① ②の要件に該当し算定された補助金は、賃金改善経費分となります。 ③の要件に該当し算定された補助金は、職場環境改善等経費又は賃金改善経費分となります。

(3) 処遇改善加算対象外サービス（訪問看護、訪問リハ、居宅介護支援等）

補助要件	次のいずれかに該当 ・ケアプランデータ連携システムに加入（予定で可） ・社会福祉連携推進法人に所属 ・処遇改善加算 IV の要件に準ずる要件を満たす（予定で可）
補助金の使途	賃金改善経費分となります。

5 本事業の申請先

本事業は、政令市・中核市の事業所、市町村所管の地域密着型の事業所についても、標記事業の申請先は、北海道となります（道内の事業所に限る）。

なお、申請にあたっては、法人単位（法人で全事業所分1つの申請）とさせていただき、国保連に登録されている一つの事業所の口座（申請時に法人が指定）に法人内全事業所分の補助額をお支払する予定です。

6 北海道ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/246747.html>

今後、提出様式、提出期限、提出方法等、本ホームページに掲載していきます

7 厚生労働省コールセンターについて

本事業の実施につきまして、下記にて、介護サービス事業所・施設等からの問い合わせ対応を行っています。

介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター

電話番号：050-3733-0222（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

介護人材係

電話：011-204-5274